

Title	シトー会グランギアの諸側面：ヴィレール修道院一二世紀ヌーヴ・クール関係文書の分析
Sub Title	Aspects of Cisterican Grangia in the 12th century : a case study of Neuve Cour belonging to the Villers-la-Ville in Brabant
Author	舟橋, 優子(Funahashi, Noriko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.64, No.2 (1995. 3) ,p.71(187)- 98(214)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19950300-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シトー会グラニギアの諸側面

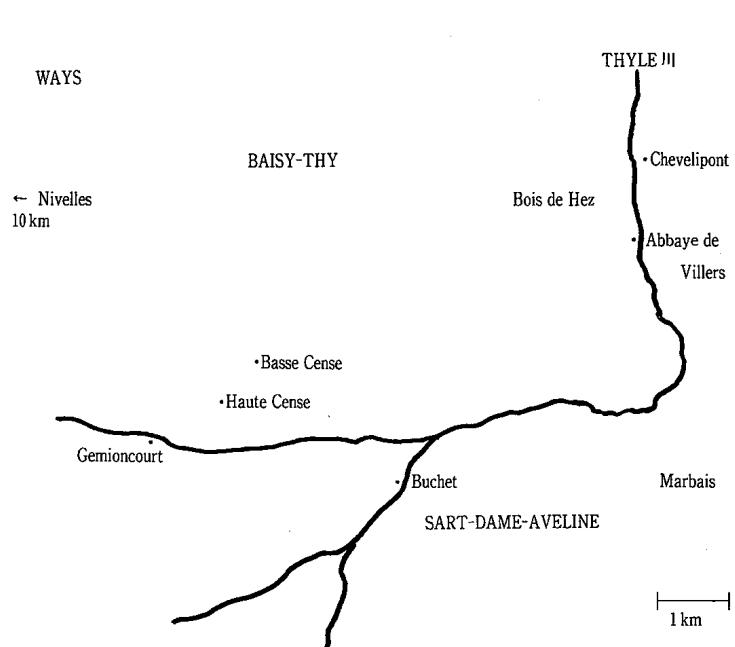
—ヴィレール修道院一二世紀ヌーヴ・クール関係文書の分析—

舟 橋 倫 子

はじめに

中世盛期の西欧でシトー会は驚異的發展をとげ、宗教界のみならず、当時の社会全体に様々な影響を及ぼした。シトー会の何がそれほど當時の人々を引きつけ、どのような社会・経済状況がその發展を可能にしたのかは、多くの歴史家の関心を引き、研究が豊富に蓄積されてきた。経済生活については、修道士自身による労働という理念が厳密に実践されたとして、シトー会を理想的にとらえていた古典的見解⁽¹⁾と、このような理念の実践を時期的に限定して、その補正を目指した説⁽²⁾が当初有力であった。その後、これらに対する批判が展開されるが、その中には大きくみて、依然としてシトー会士の宗教的心情に好意的な立場にあるものと、逆にそれに対し厳しい見方

地図1. ヴィレール修道院とNCグランギア周辺図



地図内の地名は史料中に言及されたもので、現代地名（大文字のみによる表記は現在のコムーヌ名）に比定できた限り記載。NCグランギアは16世紀に二つの農場 Haute Neuve Cour と Basse Neuve Cour に分けられ、これが現代地名の Haute Cense, Basse Cense に対応している。(de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 194-195.)

と周辺社会との関係を多面的に明きらかにする試みである。

ヴィレール修道院に関する史料は、記述史料と文書史料の二系統として伝来しているが、本稿では特に文書史料を具体的な分析の対象とする。⁽⁶⁾ その中でも一二世紀のヴィレール修道院の社会・経済状況を明らかにするために利用可能なのは、主にカルチュレールに収録された写本で伝来している、寄進状・権利確認文書等である。カルチュレールは今日九篇伝来しており、記録の大半はグランギアという經營単位ごとにまとめられている。そのうち七篇に含まれている一二世紀の文書は、ドゥ・モローによつて編纂、刊行されている。⁽⁷⁾ それ以外に、リエジュ司教 Henricus 一世が一一五三年に発給した、ヴィレール修道院基礎財産確認文書という重要な記録がある。この文書のオリジナル及びこれが収録されている一四世紀のカルチュレールの該当頁は紛失していたが、デスピイ⁽⁸⁾が一八世紀の写本を発見し、彼の論文の末尾に刊行した。

ヴィレール修道院に関する研究史もシトリー会全体についてのそれと同じ流れを示している。最も基本的で詳細な研究はドゥ・モローによるもので、その立場はほぼ古

典型的見解によつているが、⁽⁹⁾ これに対する批
判が寄せられた。併し修道院立地をめぐつては、年代
記の記述に基づいて森林と荒地への創建という見解を述
べるドゥ・モローに対し、古典的見解に批判的なデス
ピイは、シトー会士による⁽¹⁰⁾ 当初からの利益追究の姿勢を
指摘する中で、文書史料からヴィレールの当初の修道士
達が拡大過程にあつた小集落に定着したことを明きらか
にした。また、ストウールスのような在地の諸関係に密
着した研究もあるが、これについては、NCについての
章で詳しく扱う。現在までに、修道院の立地に関する問
題は解決されたかにみえるが、所領や経営の具体的なあ
り方や周辺社会との関係については、⁽¹¹⁾ まだに解明され
ないままである。それゆえ一二世紀文書の子細な検討に
よつて、ヴィレール修道院の所領經營と地域社会との関
わりの諸側面を具体的に描く」とも、研究史の現段階に
おいて一定の意味をもつたのである。

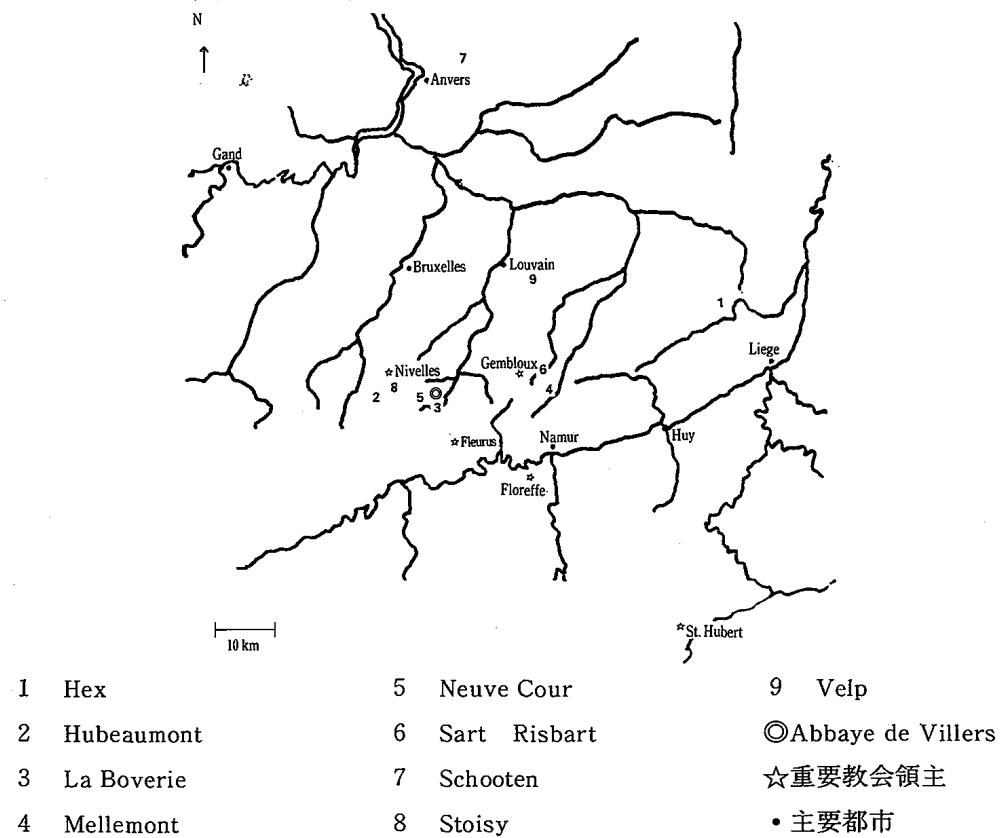
— NC関係文書の内容

ヴィレール修道院は同時代のシトー会修道院の例にめ
れず、所領をグランギアに編成して經營した。ドゥ・モ
ローによれば、文書史料と記述史料によつて示されるグ

ランギアは一二世紀には一一箇所にのぼるが、一二世紀
の文書史料によつて存在が確認されるランギアは九箇
所(地図)参照であり、中でも修道院の西方近くに位置
する、Boverie 及び Hubeumont⁽¹²⁾ そして NCは、創建
直後から所領形成が始まり、第三代院長 Fastradus (一
四九一—一五二一)⁽¹³⁾ の時代に既にまとまつた単位として
言及されている。ただし、NCという名称がランギア
として史料に登場するのは一三世紀に入つてからである
が、これはNCが一二世紀からランギアと呼ばれていた Boverie と Hubeumont より遅れて發展したからでも、
重要性において劣つていたためでもない。一二世紀中
には、後のNCの領域の中で、複数の經營拠点として、
Gemioncourt、Bernissart⁽¹⁴⁾ 及び Corrines⁽¹⁵⁾ が、それぞれ
自立したランギアとして言及されている。中でも
Gemioncourt は、ヴィレール修道院にとっての最初の寄
進地を基盤としていた。NCランギアの形成過程は後
にまとめ考察するが、全体としてその範囲は広く、教
区むじの Baisy⁽¹⁶⁾ を中心として、現在のコマローヌでは
Baisy-Thy⁽¹⁷⁾ (やの南部や Baisy) と Sart-Dame-Avelines に
広がつてゐる。

本稿ではNCに関する文書を検討するのであるが、

地図2. 12世紀ヴィレール修道院グランギアの配置



それらはドゥ・モローが編纂した一二世紀文書集に收められた五〇通の中の一四通にのぼる。これはヴィレールのグランギアの中では最も多く、この伝來文書数の多さがこの所領の重要性を自ずと示していると思われる。また、内容も多岐にわたっており、文書の対象も寄進とその確認だけではなく、争論の処理やそれについての協定等に及び、多くの検討課題を含む豊富な内容を示している。さらに、ニヴェル修道院⁽¹⁴⁾という近隣の有力な教会組織とともに、所領管理人等の俗人有力者が文書に登場することからも、NCのグランギアを典型的な場として、ヴィレール修道院が一二世紀に周辺地域とどう関わったかを見ることができよう。

NCのグランギアに関する最初の文書は、リエージュ司教 Henricus 一世が一一五三年に発給したもので、Baisy でヴィレール修道院が獲得していた耕地の十分の一税⁽¹⁵⁾に関する、この修道院とサン・テュベール修道院との協定を確認・公布している。⁽¹⁶⁾文書では、もともと後者に属していたこの十分の一税が両者の間で争論の対象となっていた事情が、次のように記されている。『すなわち、一方(サン・テュベール)は、十分の一税をほとんど

自分達に属する権利であるかの「ル・ル・ルボ」、他方（ガーネール）は、彼の手労働は他の俗人達の労働より
ゆるべ寬大に賜（レギス）れぬ「めだと切に願つた。」《illis
scilicet decimam quasi jure sibi debitam exigentibus, istis
autem labore manum suarum indulgentius quam
aliorum secularium estimari debere obsecrantibus.》リ
H-^ルノ同教 Henricus 11世の仲介による両者の間で
なされた協定は、ガーネール修道院がサン・テオドール
修道院に銀一マルク、同祭 Oliverus の後継者にリ
ヴェル貨で六ノリックスを毎年支払へるとの条件として、
十分の一税をガーネール修道院が所有するとの回意す
る。このハムの所領の範囲が回修道院に確認された。ガーネール
修道院に属する土地の範囲が回修道院に確認された。『
ル・ル・ル・ル』の所領の境界は以下のようにある。
Gemioncourt の領地の十塊、俗に Bernissart と呼ばれ
て、ヘイヌー、ル・ル・ル Bossut く Khe 領地のせんの木の
森。回^ル Biernisart と Hannartangulo と Liezilini の
柏の木の未耕地、ル・ル・ル Heys と Khe の Viller-
rosa の領地。《Termimi autem ipsius possessionis hii sunt.
Tota terra de Germinuntrau et ea que vulgo dicitur
Pierunsart et alnetum usque ad viam que dicit in Bossut.

Item Biernisart et campi ab Hannartangulo usque Liezili-
ni quercum et Villerosa via usque in Heys.》

次の文書⁽¹⁸⁾は 11世の H-^ルノ Baisy の土地
のガーネール修道院への贈進を記してゐる。ル・ル修
道院からガーネールに譲られた物件は、以下のよう複
合的で、その全てに毎年支払へる賃租が定められて
る。すなわち、未耕地 100 ポナリウム (1 ポナ
リウムに 1 ポナリウム) ナリウス)、耕地 109 ポナリウム (1 ポナ
リウムに 1 ポナリウム) ナリウス)、Chevelipont の採草
地 (Khe ナリウス)、領域内の大小の畠敷地 (燕麦地・五
モディウスと 1 ハーフナリウス)。以上は全て『Baisy の
領域内』《in territorio Baisensi》 とあるが、これ
は『Tortuosa の Helder Sarto の Terra Gun-
teri, Sartum Tiberi, Novi Sarti の 1 塵 Porci fontis の
川が境界となる』《in Tortuosa, in Helder Sarto, Terra
Gunteri, Sartum Tiberi, pars Novi Sarti, sicut rivulus
Porci fontis disternat》 と、所在場所に關する文書が
ある。ル・ルの母は『開墾地』《sartum》の語が地名と
て顯出される。また Bernari Sarto の十塊 (五ノリック
ス) の塊は 1 国・田代ナコウバの十塊 (一ノリック

ムニツのモリルナリウス)も譲渡せられてゐる。以上のよハ
なヴィレール修道院の土地獲得は、リガエル修道院を直
接に領主に持つ土地の保有権の集積であるが、ハの文書
は既に加えて、リガエル修道院の封臣で Baisy の『所
領管理人』《vileucus》たる Godefridus “が、その封の中か
ム Gemioncourt の屋敷の近くの 11 ポナフカムル Ber-
nissart の六ポナリカムを、『世襲財産』《hereditas》ム
て、年賃租一ハデナリウスでヴィレールに寄進したと記
してい。これはニガエル修道院に属する封の中での、
ヴィレール修道院による土地保有権の獲得であるので、
文書は『いかなる者に、いかなる権利によつて』の封が
至らうるか、ヴィレール修道院から定められた賃租以上
じは要求しやん』《ad quemque vel quocumque iure
hoc feodum pervenerit nichil amplius ab ecclesia de Vil-
lari quam censum designatum possit exigere》 ハ、リ
ヴァル修道院に対する封臣として、ハの土地の領主であ
る者が交代しても賃租は変わひなふ間違ひされてゐる。
最後に寄進された土地全体について、『全ての裁判関係
義務と搾取から、ヴィレール修道院がまつだへ自由であ
るよハ』。修道士と家畜が……保有民の慣習に従つて、
森林、水流、及び放牧地で永遠の権利を保持するよう

に』《ab omnibus placitis et placitorum occasionibus
ceterisque debitibus et exactionibus liberrima maneat,
fratres et eorum pecora in silvis, acquis et pascuis ius
perpetuum more mansionariorum habeant》 と記され、ハ
ハは土地を保有する農民の同様の用益権を持つが、領主
裁判権かは田地であることが示されてゐる。

三番目の文書は、一一五八年にグラバン・ロタリンギ
ア公 Godefridus 11 が発給した。ハハには『ロタリン
ギアの公である私 Godefridus は、ヴィレールの修道士
達が、Baisy の教区内でリガエルの教会から賃租を支
払つて保有してゐる土地におよべ、賃租として、タイユ
として、あることは他の名田で徵収するものにおける全て
の権利を……前述の修道士達は……寄進した』《ego
Godefridus, dux Lotharingie, quicquid iure sive in censu,
sive in precatiobibus aut in aliis aliquibus modis habere
videbamur in terra quam fratres de Villari in parrochia
de Basieu de ecclesia Nivellensi censualiter possident...
predictis fratribus... donavimus》 があり、前文書やリ
ヴァル修道院からのリガエル修道院へ寄進された土地に
關して、ヴィレール修道院がグラバン・ロタリンギア公
に属してゐたタイユ徵収など、他の高権的な諸権利も獲

得したるが明かにされし。

四番田の文書は一一七五年の田地を據るアフリケム院長 Arnulfus とガイヤール院長 Uricus の間に結ばれた Buchet の土地をめぐる『争議』《controversia》を解決する協定である。ハベラの内容の文書の存在から『ハベラの土地で所持してた』《antiquitus in ea possidebat》 ハベラ文書がある。この地域では複数会派の修道士が、かなり以前から財産を獲得しており、自由にその開発に努めて紛争を起したりとが明らかになる。文書の内容はアフリゲムの修道士達の活動を制限する方向であるが、主たる部分は以下のようである。『Fraxiensis の教会(=アフリゲム修道院の分院)は、ハベラの Buchet の土地に所持してたのを……』以下との条件で平穏に、脅かされぬまま所持し続けるようだ。ちなみに、ハベラの Henricus de Cokeruel が保有している前述の Buchet の土地の教会がそれを以上を獲得するが、この土地は、なんいかただ水車と水車に必要な以外は、なんいかの施設を作らなければならぬ。道は以前から変わらぬあたりと、路肩両方ともにあり続け、かかる妨害ぬく、自由に保たれるべし。』《Fraxinensis ecclesia

quicquid antiquitus in ea possidebat,... quiete et sine

calumpnia possideat, ea conditione quod de prefata terra de Buisset, que de manu Henrici de Cokeril descendit, ei amplius acquirere non liceat, mansionem quoque aliquam in eadem terra non faciat preter molendinum et que molendino necessaria videbuntur; vie quoque sicut esse solebant immutables ex ultra parte permaneant et abs-

que omni impedimento libere conserventur.』ハベラは、開発の動向の止む様子が、みてとれる。勢力拡大をくろ止める様子が、みてとれる。

一一七六年にリガル修道院長 Ada が発給した五番田の文書は、ガイヤール修道院との間で Hez の森の用益権に関する協定である。この森は、以後も度々両者の間で問題となるが、この文書はやがて先行する一五四年文書があつまつであるたゞ、『Hez の森の用

益権の一船のこい』《super quibusdam usuaris in silva de Heys》リガルとガイヤールの間に『問題』《questio》が生じてだれかを認めてし。その解決は、Baisy の保有者達が Baisy の自有地内にそれをめぐらせるが、Baisy の自有地ばかりでなく、Villers の自有地内

の無条件に永続的に転承やるべき』《ut eo iure, ea consuetudine qua mansionarii Baisienses infra allodium de Baisieu usuaris silve de Heys utuntur, ecclesia Villarensis in allodo de Baisieu et in allodo de Villari libere et absolute perpetuo utatur》 ふさわしいである。リカルド 一一五四年文書における画様は、ガイヤール修道院はリカル修道院を領有して、保有農民と同じ権利を獲得してゐるわけだが、今回それが主として森林に関するものである。文書はそれに続けて、リカル修道院からガイヤール修道院へ Baisy 及の土地の譲与を記録している。やがて『Porci Fontem の側の丘の頂から、Porci Fonti の丘から Chevelipont までの八ボナリウムの土地を、毎年二十二ナニウスを支払う条件で…… Tiberti Sarto が二ナリウムの土地を毎年三オボルス支拂う』 Stephani Daryth の土地を毎年八デナリウム Marsili の國分の二ナリウムの土地を毎年一デナリウム Dei amici の國分の二ナリウムの土地を毎年 item a supercilio eiusdem montis usque ad rivum Fontis Porci et usque Cavillatum Pontem, quantitatem octo bonuariorum terre pro XII^{em} denariis annuatim

persolvendis, ... in Tiberti Sarto bonuarium unum pro tribus obolis annuatim persolvendis et terram Stephani Daryth pro octo denariis et terra Marsili quartam partem bonarii pro denario uno et de terra Dei amici tres partes unius bonarii pro tribus denariis annuatim persolvendis》 ガイヤールが保有する所になつたのである。文書は最後に、リカルとガイヤールが両者の絆を強めるため、祈祷盟約を結んだと記してゐる。

大審田の一一七八年二月二十一日文書は、Hez の森の用益権のガイヤール修道院への譲与に対する、所領管理人 Franco がリカル修道院に任命された Baisy の Franco がリカル修道院に任命された Baisy の所領管理人で、後述の一一九一年文書からの判斷によれば在地有力者であるが、文書によれば『公正の衝動や考慮より、自身の利益の欲望に強く』《proprii commodi potius cupiditate quam intuitu vel ratione iusticie》 動かさない、リカル修道院の決定に異議を留め、ガイヤール修道院による Hez の森の用益権の行使を認めなかつたのである。そのため、ガイヤール修道院 Franco の間で対立が続いたが、結論『Franco が……』リカル修道院と多数の騎士の參議人の前に、訴えを放棄した。』

『Franco... in presentia prememorati Nivellensis conven-tus et multorum militum et scabinorum, festuca verat.』⁽²⁵⁾ ハの文書は教會領主又世俗領主の在地での用益関係をめぐる紛争の解決に、多くの騎士や村落共同体の役員が一役買へたことを示してゐる。

七番目から一〇番目までの文書は、すでに最初の一
五二二年文書の主題であった Baisy の十分の一税を対象としてゐる。先行文書では、ハレルが以降ヴィレールに属するハルが認められ、その代償にサン・テュベール修道院と当地の同祭 Oliverus に支払がなされたが、その後も Oliverus とヴィレール修道院との間で争いが続いて云々、その過程で作成されたものである。また、一一八〇年文書⁽²⁶⁾は、ジョンブルー院長 Johannes とフローレン院長 Hermanus⁽²⁷⁾が調停者となつて Baisy 同祭 Oliverus とヴィレール修道院の間の Gemioncourt と Bernissart の十分の一税をめぐる争いを解決して、それを文書として発給したものである。その内容は、Oliverus とその後継者が十分の一税徴収権を放棄する代わりに、毎年ハル貨⁽²⁸⁾六ソリドウスを受け取るゝと、ある Oliverus の存命中に限り、ヴィレール修道院が一モディウスのライ麦を支払う」とである。ハの文書から、十分の一税に

関してサン・テュベールとヴィレールの間では合意が成立していたにもかかわらず、在地有力者である Oliverus がヴィレール修道院に対抗して、自らの権利を主張していたため、近隣の有力修道院が調停者として登場したと考えられる。⁽²⁹⁾

八番目の文書は七番目の文書と同一の田付を持ち、リエージュ教会首席同祭・助祭 Albertus とフルーリュス首席同祭 Hermannus を発給者として、リエージュ司教によるとの調停の確認を記してゐる。

九番目の文書は一一五九一一八一年に教皇アレクサンデル三世によつて発給されたもので、ハル・モローは最終可能年代をとつてハルに配列してゐるが、内容的には第一の文章のすぐ後にあつてよぶものである。ところは、それはヴィレールとサン・テュベール、及び Oliverus の間での Gemioncourt と Bernissart に関する協定の確認なのである。

一〇番目の文書は、一一八〇一一八一年にアレクサンデル三世によつて発給され、ヴィレール修道院と Oliverus の間の Gemioncourt と Bernissart の十分の一税に関する協定を確認してゐる。教皇による協定の確認は、在地有力教会領主による調停が管轄司教によつて確

認めた上で、やがて教会における最上級の権威により確認される必要があつた」とを示しており、Oliverusとの紛争がヴィレールにとっていかに重要であつたかを示してゐる。

——番田の文書は、一一八四年五月一日にケルン大司教 Philippus が発給し、Hez の森の用益権をめぐるニヴェル修道院とヴィレール修道院との間の最終的な調停の記録である。すでに一一七八年文書は、ヴィレール修道院と Baisy の所領管理人 Franco との Hez の森の用益権をめぐる対立を扱つてゐたが、この一一八四年文書は、この森の用益権をめぐつてニヴェルとヴィレールの間で以前から存在し、一一七六年文書で扱われていた対立を対象としている。Philippus は争いの原因となつた曖昧さを取り除くため、ヴィレール修道院の権利と義務を明確に規定してゐる。また、『ノ』の修道院は裁判関係の諸義務から一般的に自由』《Monasterium predictum a platis omnibus generaliter erit liberum》 にあるが、ニヴェル修道院からの保有についてのに關して、後者の裁判権に服する旨記載される。その後に、次のような興味深い文言が続く。『以』のような特権が修道院に与えられる。修道士と彼らの家畜とは森林、水流及び放牧地を

用益してよい。それは保有民達の慣行に従つてであるが、修道士達と保有民達にとつて、用益は共通だが、負担はそつてはならない。すなわち、保有民達はベンに服するが、修道院はそべどはな』。《Privilegium monasterio datum fratribus et pecoribus eorum usum indulget in silvis, aquis et pascuis, more mansionariorum, ita scilicet ut fratribus et mansionariis usus sit communis sed onus non idem : mansionarii enim panniri possunt sed non monasterium.》 しかるに加えて、森林畠がヴィレールの修道士を訴えたなど、ニヴェルはヴィレールの院長を口喰して、賠償せらるゝことが可能であるとして、ヴィレール修道院の権利を細かく制限してもゐるのである。⁽³²⁾

——番田の文書は、ノノイで扱う一連の文書のうちでは唯一ニヴェル修道院でだけ伝來したものだが、一一九一年にヴィレール院長 Willenus によって発給されたもので、111の部分から成つてゐる。前半部は、一一七八年文書にやうに登場してゐた『Baisy の所領管理人 Franco』《Franco villicus de Bausiu》 の封と Baisy 内部の Lovelfosseit の土地について、ヴィレール修道院がニヴェル修道院に因デナリウスの貢租義務を負つてゐるハムを承認し、その支払期日を洗礼者ヨハネの祝日とする

べる立場である。この文書では『Baisy & Franco の封と Lovelfosseit の土地の貢租は、今までは、一部は女子修道院なり、他の一部はリガールの教会なり、上級貢租を命じて支払われた』『census de feodo Franconis de Basiu et de terra de Lovelfosseit hactenus partim abbatisse partim ecclesie Nivellensi cum maiore censu solvebatur』³⁵ である。領主の上級貢租の併記をもつて、土地に対する権利関係が重層化してしまったのであるが、リガールが貢租を支払つたのが、リガール修道院 & Franco との二重化であったことは明確ではない。

この文書のこねは付録として、ミカ・サローはカルチュレルの末尾にある別文書の一部を収録している。³⁶ これはリガール修道院長による Franco からガイナル修道院への土地譲りの確認である。対象となつている土地は、リカルド Franco からガイナルから受けたる封であり、固有表記で示されている 111 ポナリウムの土地と Bernissart の 9・5 ポナリウムの土地が、1 ハーデナリウスの貢租を条件として譲り受けられていた。この文書は、1544 年文書や Baisy & Godefroidus によってなされた譲りと極めてよく似てゐるが、実質的に異なるのは、1154 年文書では Bernissart の土地が六ポナリウムだった

のに對して、この文書では九・五ポナリウムなのである。ただけである。この文書では『Franco の兄弟 Godefroidus が同意して出席してしまった』『laudante et astante Godefroidus fratre ejus』であるが、この Godefroidus は 1154 年文書の Godefroidus の息子で、Franco の弟である。これまでセント Baisy は所領管理人の職を世襲的に保持してしまった在地有力者の家系があり、それがニガール修道院からの受けた封の一部をガイナルに保有せていたのである。そして、1191 年文書で、文書作成の動機が『領地が繰り返されないよう』『ne pristinus error iteratio subrepat』³⁷ と記載されるが、兩者のせめあいが長く続いたようである。その中で、ガイナルが上級貢租をリガールに支払おうとしたのであれば、土地に関する全ての権利を獲得しようと努めていたことになる。

111 番田の文書は、1197 年フルーランスの首席司祭 Radulfus の発給による、Henricus de Cokeruel の息子達によく Sart-Dame-Avelines の土地の十分の一税寄進を記録している。文書によれば、ガイナル修道院は彼の土地を永代世襲財産として Buchet & Corrines の土地を『in perpetuum hereditatem』保有してたが、今

回 Henricus de Cokeruel が、それらの土地からの十分の一税をヴィレールに寄進したと云ふ。あるじ保有民から周辺の土地を獲得した場合に云々『Henricus はそれらの十分の一税におけるかかる権利をも、彼自身や彼の家族に全く保留する』《nichil omnino iuris in eisdem decimis vel sibi vel suis reservans》と規定され、《sub testimonio probabilium viorum》寄進したと云ふ。一方、この寄進を彼の息子やお嬢 Egidius が、死の近くに際して有効に認めたとして入手する。〇ナリカスを除いては、Henricus に支払うことをわざわざ云ふ。ハリドは、世俗領主からせず土地を保有し、ひゞて十分の一税を獲得する。ハヤニルの姿がみてとれる。また、Henricus de Cokeruel の他の保有者から土地を取得した後で、後者がもんの賃租をヴィレールが前者に支払うとする、重層的な関係がこの文書にみ示されている。

一四番田の文書は、同じ首席司祭 Radulfus が一九七一—一〇〇年に発給したの。騎士 Rigaldus de Rovaria は森林の寄進を、その息子の Egidius が追認し、その末上人の働きかけで手続が成る。内容のものである。おや文書では、Rigaldus de Rovaria がヴィレール修道院に、彼が Theodoricus de Goceliis か

ら取扱っていた六ボナリウムの森林を、封主の臨席のもとで、六デナリウスを支払う条件で寄進して云たないとをほへ、そして、その後イエルサンムく出立して死去した際、やむに《Allodium》と呼ばれる森林をも、『極めて人々を証人として』《sub testimonio probabilium viorum》寄進したと云ふ。一方、この寄進を彼の息子やお嬢 Egidius が、死の近くに際して有効に認めたと云ふ。ハリドの妻は、修道院の監督に来て、夫の魂のために懇願し、前述の Theodoricus de Goceliis の臨席のもとに、ハリの森林を修道院長 Karolus の手元に、ナリカスの賃租を条件として委ね、ハヤニル修道院が永遠に所持する所とした。《Uxor autem ipsius ante portam monasterii veniens et pro anima viri sui suppliciter intercedens, ipsam silvam in manu domini Karoli abbatis sub censu sex denariorum resignavit et, assente supradicto Theoderico de Goceliis, ecclesie de Villari perpetuo possidendam reliquit.》十一世紀の時代の半ば、人々の行動をせんぐる最も重要な文書である。

一一 NC 関係文書の分析

一一一 NC の先行研究

以下では、これらの文書の内容をとりまとめて検討しなければならないが、そのためには、シトーケの社会・経済生活に関する現在の学界での主要な論点を考慮するとともに、NC 及び Baisy に関する先行研究を参照しなければならない。

まず最初に挙げられるのはドゥ・モローである。NC に属した領域の範囲、グランギア名が NC に統一される過程、Hez の森の用益権をめぐる紛争等の問題に論及し、また所領明細帳から得られる一二世紀末の情報にも言及しているが、詳細な分析を行つてはおらず、ことにこの所領の起源についての考察が不十分であった。⁽³⁹⁾ それはヴィレール修道院の創建の歴史と深く関わっているが、修道院の初期史を検討する際に主な史料として『ヴィレール修道院年代記』⁽⁴⁰⁾ を用いたドゥ・モローは、最初の寄進地 Gemioncourt がニヴェルまで広がる未耕地にあるとの記述に注目し、この Gemioncourt の一部を NC の起源と考へていた。⁽⁴¹⁾ 修道院も NC グランギアも荒野に設定

されたとするドゥ・モローの考え方に対しても、一一五三年の未刊行文書を用いて異議を唱えたのがデスピイである。彼はこの地域がナミュール伯領とブラバン公領との境界であるという政治的重要性を持つとともに、修道士の到着以前から開発が進んでいたことを指摘し、シトーケ会士は発展中の農村経済を利用して修道院立地を選び、有力なグランギアを設置したと主張したのである。⁽⁴²⁾

ヴィレールにとつて重要な隣人としては、その文書に度々登場したニヴェル修道院に関しては、ウーバンクスの研究があり、NC グランギアの所領のほとんどが所在していた Baisy についての多くの指摘を含んでいる。それらは、一一世紀にニヴェル修道院が Baisy で土地を獲得する過程、一二世紀についてはヴィレールやアフリゲム修道院に対する土地の譲与政策、そして Hez の森の用益権をめぐる所領管理人やヴィレールとの対立に関する別論文では、Hez を初めとしてニヴェル・ヴィレール間に所在する森林を検討しており、複数教会領主によるこの地域の開発と森林の維持、ヴィレールによる森林に関する権利の獲得、ことに一二世紀におけるニヴェルとヴィレールとの対立と妥協について、詳しく述べている。⁽⁴³⁾

スルムにドゥ・モローに欠けていた地域史的観点から、Baisy そのものについて詳細な検討を行つたのがストゥールスである。彼はその論文のなかで、NC グランギアの成立過程についてのドゥ・モローの誤りを指摘するとともに、一一世紀後半から一三世紀の Baisy をめぐる状況を明きらかにしている。それは、シトー会士到着以前からの複数所有者による土地の開発、既耕地へのグランギアの設定とその後の耕地獲得による発展、牧畜のための森林の保護、周辺未耕地の開墾と水車や道の設置等による地域開発への寄与などで、ヴィレールを Baisy における経済発展の推進力の一つとしている。⁽⁴⁵⁾

二二二 開発の進行と権利関係の錯綜

以上の先行研究を利用して、研究史上の論点を想起しながら、文書から読み取れる事実を検討してゆく。まず、

全体的状況として確実なのは、開発の進行と権利関係の錯綜である。デスピイの画期的な論文以来、NC のグランギアが展開していた領域は、年代記の記述にもかかわらず、ヴィレールの修道士達の到着以前にかなり開発が進んでいたことが、明きらかにされている。前述のように一一世紀初頭にはニヴェル修道院が Baisy のほとんど

を所有するに至つていたが、Baisy とその近隣の最初の開墾者は、このニヴェル修道院と在地世俗領主達である。デスピイが新たに刊行した一一五三年文書には、「開墾地」《sarto》という文言が登場し、これを中心とした場所に、Marbais の領主がヴィレールと云う名を与えて、修道院に寄進したと考えられている。⁽⁴⁶⁾ しかしひニヴェルは一二世紀には直接經營志向を失い、土地を所領管理人に封として与えたり、他の教会領主に対して譲与する政策をとつた。⁽⁴⁷⁾ そのため一一六〇年頃になるとのあたりには、複数領主の土地が混在するようになり、耕地と森林が広がる中に多くの經營拠点が存在していた。これらの領主によって以前からの開発が継続され、新たな耕地が同時に多くの場所で創られて、一一世紀後半には農村経済の拡大が進行していたのである。⁽⁴⁸⁾

以上のようなシトー会士定着前後における開発進行を示す文言として、なによりも「開墾地」という地名の頻出が挙げられる。列挙すると、一一五四年文書の《Pierunsart》；《Biernisart》、一一七六年文書の《Helderij Sarto》；《Sartum Tiberi》；《Novi Sarti》；《Bernari Sartum》、一一七六年文書の《Tiberti Sarto》である。また、同じく開発を示すものとして、多数の

『道』《via》；『橋』《pons》；『水車』《molendum》なる施設の言及がある。一一五二年文書《Villerosa via》；一一七五年文書《vie》；一一五四年文書、一一七六年文書《Cheveilipont》；一一七五年文書《moliendum》等がそれである。

次に、これも先行研究で強調されていた点として、一一世紀半ばの Baisy の複数土地所有者の存在があるが、ハリド対象とした文書からは、それらの間での複雑な権利関係が読み取れる。出発点は多くの領主勢力の存在であり、教会領主として、ニヴェル修道院、サン・テュベール修道院、アフリゲム修道院、ジャンブル修道院、フロレフ修道院、フルーリュス首席司祭、司祭 Oliverus が登場する。また、世俗領主としては、ブラン・ロタリンギア公、Baisy の所領管理人 Godefridus & Franco、Henricus de Cokeruel、Rigaldus de Rovaria、その息子 Egidius の名が記されている。そして、これらの諸勢力とヴィレール修道院との間の、土地所有・保有関係の複雑なあり方が、文書から浮かび上がってくる。一一五八年文書では、ブラバン・ロタリンギア公 Godefridus 一世が、ニヴェルからヴィレールに譲与された土地に対する上級所有権を所持していく。さらに一一

九年文書では、貢租と上級貢租の併記によって、土地保有の重層化がより明確にされている。また、一一九七年文書にも、寄進地の保有民からの貢租をヴィレールが寄進者に支払うとする、貢租支払によって明きいかとなる重層的な関係が示されている。むしろ、いうした権利関係は、ヴィレールが獲得する土地や権利が、他領主によつていつたん封として出されているものである」とが多いだけに、いつそう複雑な姿を示すのである。

一一三 NC 設定の過程

ヴィレールが修道院立地近辺に進出したのは、このようく錯綜した勢力関係の中であつたが、その中での NC グランギア設定にいたる所領形成の経緯を、グランギアの起源、おおよその枠組みの成立、統合グランギア NC への過程といふ段階に沿つて明きいかにしてゆきたい。ドウ・モローによれば、シト一會修道院による所領形成の初期においては、本院に近い未耕地が寄進または購入によって獲得され、その中心に建物(狭義のグランギア)が作られて、開墾を初めとするあらゆる手段でその周辺での土地利用が拡大していく。その典型的な例として挙げられるのが NC のグランギアなのである。⁽⁵⁰⁾

その後の研究と、本稿による文書分析からは、もいと複雑な次のような過程が跡づけられる」とになる。

まず、起源については、次のよくなどウ・モローの見解が受け入れられている。それは、年代記の記述の通り、一四六年にクレルヴォーからブランに送られた修道士団が、修道院の創建以前に最初に留まつた土地が Gemioncourt であり、その地のある夫婦が自らの所有地を修道士団に寄進したのが、後の NC グランギアの最初の核である⁽⁵¹⁾ものである。

次いで初期の所領形成についてであるが、一一世紀後半をいつゞてやの中心となる拠点^{ムシ}しては、Gemioncourt に加えて、Bernissart と Corrines の存在が先行研究によって認められてくる。しかし、Corrines の初出は一一九七年文書であり、その存在については後で詳述するよべな問題を含むため、初期における所領の検討からはじまざまありとゆ。もし、Gemioncourt Bernissart ふる名だけに注目して文書をみてみると、NC 関係地名の初出が、一一四七年文書での Gemioncourt である。一一五四年文書では Bernissart は《terram》であるのに Gemioncourt は既に《curtim》ふる同じ文書には、『ルリード、』の所領の境界は以れにてるかく、初期の中心が Gemioncourt であつた

だりふを推察しべ。しかしながら、Bernissart の名は Gemioncourt とともに常に並列して挙げられており、一八〇年文書でも《grangiam》と記されている。しかし、Bernissart も無視でない経営拠点であったことは確かである。

そのにより細かく所領の状況を浮かび上がらせるためじ、ヴィレールに譲与された主要な土地に関する記述が集中している。一五三年文書と一五四四年文書の記述を検討する。これ以降の文書に関しても同様な検討が必要であろうが、主要な寄進はの二文書に集中しているため、今ではこれらのみを対象とする。まず、Gemioncourt の位置(Baisy の西端)は明瞭いかにされてくるが、Bernissart についてやべった文語がない。しかし Bernissart の位置については、一五一年文書がある示唆をゆれてくる。それは『Germioncourt または Bernissart ふる耕地』《terras arables ... dictur Germinuntrau sive Berniersart》ふる箇所である。

ノリヤは両者は相互に地名として置換関係にあり、のむして、従つて非常に近づぬのむして、記されている。 NC ふる同じ文書には、『ルリード、』の所領の境界は以

Bernissart ジュラはれてるやうの、ルート Bossut <到る道おやのはんの木の森。回しへ Biernisart ジュ Hannartangulo から Liezilini の柏の木おやの未耕地、それと Heys に在るおやの Villerrosa の道』の範囲がヴィレールの土地だとある。この文書はおやいへ伝来過程で歪められてるが、ふつぶへ Gémioncourt ジュ Bernissart との近接を前提として、『Villerrosa の道』を別にすればそれに接するある範囲として記されてる。従って、この文書かひは、近接する二つの中心地とそれに付随するかなり濃密な土地所有と經營が想定される。

一一五四年文書は前述のルバニリヴァル修道院からの寄進を伝えてるが、それは二つの対象から成り立つてゐる。すなわち『Tortuosa の丘、Helderi Sarto の丘、Terra Gunteri、Sartum Tiberi、Novi Sarti の一帯、Porci Fontis の六川が境界となる』範囲での未耕地 100 ポナリカバと耕地 109 ポナリカバ、『Gémioncourt ジュ Alnetum の壁敷の前、Iedulfi Sarto おや』の 11 ポナリカバと、ルート Iedulfi Sarto おや』の 11 ポナリカバと Bernissart の 1 ポナリカバ、ルート 『ルネ (Bernissart) に隣接してケイナルが……手に入れた』 ふれられぬ 1 四・五ポナリカバである。これらの土地の配置を明かし

かにあれば、この時点での所領の構造を考へる上で非常に重要であつたが、残念ながらルート引用された地名の大半は、現在地名に比定できない。それでも若干の手がありはある。まず第一の大規模な寄進の表示は、完全な境界表示ではなく、こゝのまほろまから成つてゐる財産との印象を与えるが、それが Baisy の東西にわたつてかなり広く所在していたのではなかろうか。すなわち、Heideri Sarto は、第一の 11 ポナリカバと比較的狭い寄進地が、Gémioncourt からやむおやに所在してゐたとの記述からして、所領西端の中心地は Gémioncourt からやむれほど離れていないはずである。これに対しても、Porci Fonti ジュの場所は、一一七六年文書の内容から、Baisy の東端に当たる Chevelipont から、それほど離れてこなじとがわかる。それはルート前述の 1 ポナリカバと耕地 109 ポナリカバの土地』とし、八ポナリカバと比較的面積の小さな土地が、これが二つの地点にまだかるゆふれられてるからである。第一せやでに指摘したよハリ、Baisy 西端に Gémioncourt 近辺に 11 ポナリカバ、それから遠くなじ Bernissart ジュの大ポナリカバの土地であるから、全体

として所領の当初からの中心である西部に所在していた」とが確実である。第11のめの Bernissart とその近辺にあるのだから、同様である。ハバート、Baisy 内のヴィレール所領は、寄進財産を中心として考へると、Gemioncourt と Bernissart を1つの核として、その周辺に広がるあるまとまつた中心部分と、Baisy の領域で修道院所在地の方向へ広がつてゐる、さくらの耕地や未耕地から構成されてゐたと、推測されるのである。

最後に、NCO といふ統一グランギアの成立へ向かへ過程についてであるが、これについては、先行研究の間に意見の相違があつた。まずウォテルスは、一一世紀には Bernissart と Gemioncourt が別々の農場として区別され(52)、11番田の経営拠点である Corrines “だけが後に NCO となつたとしていた”。しかし、モローによると、後の NCO 領域は Bernissart, Gemioncourt, Corrines と別々の地名があつたが、当初は Bernissart と Gemioncourt が 11 の《curtes》として区別されてしまつたのが、後は Corrines と 1 の地名に置き換へられるようになつたとする。そして Corrines が 11 世紀に入つて NCO と呼ばれるようになつたとしている。(53)これらに対し、問題をより動態的に考察したの

がストゥールスで、11世紀には Bernissart と Gemioncourt が区別されていたとする点ではウォテルスが正しいが、後に NCO となるのは Corrines のみとするのは誤りであるとして、次のように整理する。すなわち、修道院西部に隣接する区域で一一世紀に独立の複数農場から經營されていた土地が、一二世紀に再編成されて、統合的なグランギアとして誕生したのが、NCO だというのである。そして、当時は別々に機能していた複数拠点の統合の理由として、周囲に混在していた未耕地や森林の開発によつて、以前は隔てられていた諸農場が单一の領域を形成するようになつたのではないかと、ヴィレールのシトー会士による開発の進行を強調しているのである。⁽⁵⁴⁾

ところで以上のようないくつかの先行研究では、経営拠点の呼称の変化について十分の注意が払われてゐないので、以下では年代順に文書で NCO 関係の地名に付されてゐる表現を列挙してみる。

一一四七年文書：《Terram de Germinum trohum》；一一五四年文書：《terram Bernari Sarto》、《curtim de Germinuntrau》；一一八〇年文書：《decima de Germi-nuntrau et Bernerisarto》；一一八〇年文書：《decima de Germinuntrau et Bernerisarto》；一一八〇年文書：

《grangiam de Bernerisarto cum omnibus pertinentiis suis》、《grangiam de Germinonthrau cum omnibus pertinentiis suis》；11H9—11H11年文書：《decimas Germinetto et Sarto Berneri》；11H18年文書：《Grangias de Germenuntrau et Bernersart et Boveria cum omnibus pertinentiis》；11H19年文書の付属文献：《curtim de Gemiontrou》、《in Bernissart》；11H19七年文書：《in Corrinis》；11H19七年文書：《Grangia que Corrines dicitur cum terris》；11H100年文書：《Grangia que Corrines dicitur cum terris》。

グラハギアの語が最初に文書に記載されたのは11H80年頃、ノルマン『私の領地の付属物とよみ』《cum omnibus pertinentiis》の表現の後に、それぞれの支配領域が列挙され、この呼称は拠点のみを指すのではなく、周辺地を含む全体を指す表現であると明かれる。11H97年と11H100年のCorrines のグラハギア表示でも、《cum terris》 から後続表現かい、同様であることが確認される。11H11H80年文書で挙げられたこの支配領域には、前述の11H54年まで譲与された地名以外のものが、多数含まれる。開発の進行を示すとの考えられる。

「ノルマングラハギアの諸侧面

また、11H4年頃は Bernissart と Gemioncourt が《terra》または《curtis》として、別々に記載される。しかし、たがい、11H80年前後からは、十分の一税徵収の場所として、両者は必ずしも同じ表示されながら、グラハギアとされ区別されてしまう。そして11H4年の文書になると、Boveria から後にゆるくは区別され続ける現状となる。Boveria からゆるくはあるが、複数のグラハギアが支配領域とみなされ、もとにして考えられてくる表現となつてゐるのである。以上の文語から、11世紀後半に、Bernissart と Gemioncourt を離れていた森林や未耕地の開発が進行して、11H80年以降はほとんどの領域となつたのではないかと推測することができる可能性がある。11世紀の文書分析ところ本稿の範囲から外れるが、ストゥールスによって強調された11世紀における統合グラハギア NC の成長は、何らかした動向の結果を示すものといふのである。

11H11 経営の状況

ノルマンでは、以上のような所領の形成と開発の進行の中、ヴィレール修道院がおなつていたNCの経営を、研究史で明かのかとなつてゐる中世盛期シトー会修道院

の所領經營の諸問題に照らして検討しようとする、本稿の対象としている文書は、直接に多くを語ってくれない。しかし、それらの内容から若干の材料を引き出すことは可能である。まず新規の土地寄進の言及は一一七六年文書までに限られる。しかも所領状況を決定するような大規模な寄進が為されたのが一一五四年文書であり、それ以降の文書は用益権や十分の一税の確認や、それらをめぐる紛争の処理に当たられている。そこから、非常に早い段階において、遅くとも一一八〇年頃までに開発の進行が一定の度合いに達して、周辺地域の枠組みが確定し、ヴィレールに属する複数の拠点が成立していくと思われる。開墾と森林利用に関しては、開墾を直接に示す文言はなく、わずかに一一五四年文書での未耕地の寄進が、それに続く開墾を想定させるくらいであるのに、一一七六年文書、一一七八年文書、及び一一八四年文書での森林用益権への固執は、この用益権が『修道士達と彼らの家畜』(fratres et eorum pecora) に認められていい」とから、牧畜が重要であったことを示唆していると思われる。また、多くの文書に見られる貢租支払を条件とした土地獲得は、農民的権利の集積であるが、一一五四年文書と一一七六年文書では『保有民達の慣習に従つ

て』《more mansionariorum》あるいは『保有民達の権利と慣習を享受すべく』《eo iure, ea consuetudine quamansionarii. utuntur..., utatur》 という明確な表現となつてゐる。従つて通例の農民と同様に土地を耕作する権利を入手した修道院は、おそらくそうした土地で直接經營をおこなつていたと思われる。しかし、一一五三年文書、一一八〇年文書、一一八〇年文書、一一五九年文書、一一八一年文書、及び一一八〇—一一八一年文書の五通にも及ぶ文書が物語る、十分の一税獲得への執念は、同じ修道院に当初から間接經營への意欲があつたことをもうかがわせているのである。このように、グランギア經營の実状について、本稿の対象とする文書が示すところは少ない。ともかく「荒野」での開墾という古典的な見方が成立しないことは確実だが、經營の方式としては、直接經營と間接經營とのいずれもがありえたといふ以上には『山へ』とができない。

一一五 周辺社会との関係

近年の研究で重要な論点として浮かび上がつて来た、シトーレ修道院と周辺社会との関係については、一二世紀ヴィレール修道院のNC関係文書は、より多くの情報

を与えてくれる。まず、既存の諸利害の中に割り込んで勢力を拡大しようとするヴィレール修道院が、個々の土地に関する多様な権利を確保しようとしていたことが、特徴的であると思われる。Baisy には複数の領主が存在していたため、多くの経営拠点があつて所領は分割され、譲与と保有を通じて、封と貢租地との権利関係は重層化していた。そのような複雑な状況の中で、ヴィレール修道院が様々な手段で、継起的に権利を獲得していく過程が、文書から浮かび上がってくるのである。まず、ヴィレール修道院は一一五四年文書で、Baisy の最大の領主であったニヴェル修道院とその所領管理人 Godefridus から土地を獲得したが、これは農民的保有権の入手であつた。次に一一五八年文書では、同じニヴェル修道院からの保有地に関して、ブラバン・ロタリンギア公からタイユ賦課等他のより高権的な諸権利も獲得する。さらに、ヴィレール修道院は十分の一税の獲得にも意欲的で、一一九七年文書では、所持していた土地に対する十分の一税を新たに獲得した上に、それ以降周辺の土地を獲得する際にも、十分の一税がヴィレール修道院に帰するところが確認されている。

以上のようなヴィレール修道院の姿勢は、当然教会と

世俗人の両方を含む在地有力者との衝突を招いた。しかし修道院はそれによつて、自らの勢力拡充を断念することはなかつた。対立の相手方としては、何よりもこのあたりに勢力を広げている有力教会領主があり、それらは文書に単独で現れてくることもある。一一七五年文書のアフリゲム修道院がそれで、この修道院はベネディクト会に属しながらも、ヴィレール修道院と同じように積極策をとつており、後者と Buchet の土地をめぐつて争っていた。しかし、興味深いのはヴィレールと対立するのは教会領主だけではなく、おそらく在地でそれらと結びつきを持つ世俗有力者もいたことである。その点は、NC 周辺でのヴィレールをめぐる一つの大きな紛争を通じてはつきりと現れてくる。それは、Hez の森と Baisy の十分の一税をめぐる対立であり、いざれも一つの文書だけで終わることなく、いくつもの文書にわたつて何度も協定の確認が行われていることからみて、極めて深刻な問題であつたと思われる。

広大な Hez の森の用益権をめぐつてヴィレールと争つたのは、ニヴェル修道院であつた。一一七六年文書で既に、ヴィレール修道院がその地の保有民と同等の用益権を獲得するという協定が成立していた。ところが一

一七八年文書では、この権利をめぐつてヴィレールは所領管理人とも対立があつたことが明きらかになる。所領管理人の要求は却下されたが、ニヴェル修道院との間では、一八四年文書によるケルン大司教 Philippus の仲介を必要としたのである。

次に Baisy の十分の一税をめぐる対立であるが、これに關してはさらに多くの文書が存在している。一一五三年文書、一一八〇年文書、一一八〇年文書、一一五九一年文書、及び一一八〇一一八一年文書の五通の文書は、いずれもこれをめぐつて作成された。Baisy の十分の一税はもともとサン・テュベール修道院と Baisy の教区司祭に屬していたが、当初は一一五三年文書によつて、ヴィレール修道院とサン・テュベール修道院との協定が成立して、貢租支払を条件として十分の一税はヴィレールに帰属した。しかし、一一八〇年文書では、サン・テュベール修道院の名ではなく、司祭 Oliverus が単独でヴィレール修道院に対抗しており、それを近隣の有力修道院が調停し、リエジユ司教が確認して、ヴィレールからの定額支払を新たにつけ加えることで、Oliverus の主張を断念させようとした。しかし、それで Oliverus が依然として十分の一税を徴収していたら

しく、一一五九一一八年文書と一一八〇一一八年文書で、教皇による新たな確認がなされているのである。このように様々な権威による調停や確認から、教会領主であるサン・テュベール修道院がヴィレール修道院と同意した後でも、在地有力者である Oliverus がいかに強硬に自らの権利を守ろうとしたか、またそれに対し、ヴィレール修道院がこれを獲得するために、いかに多くの勢力を利用していただかが明きらかになる。しかしながら、ヴィレール修道院は在地の世俗有力者と対立しあつていただけではない。寄進などを通じて形成される、シトー会修道院と世俗人との永続的な共生関係を、ブーシャールは指摘して⁽⁵⁷⁾いたが、ヴィレールについてもそうした事情がみてとれるようである。この点では、一一五四年文書と一一九一年文書の後半部分の比較が有力な材料を提供してくれる。すなわち、同じ Bernissart の土地の寄進が記された一つの文書で、ヴィレールが支払う貢租の額も変化していないにもかかわらず、一一五四年文書では Godefridus の寄進地の面積が六ボナリウムであるのに、一一九一年文書では Franco の寄進が九・五ボナリウムとなつてゐる。一一九一年文書が同じカルチュレールにおいて一一五四年文書の直後

に筆写されていることから、おそらくこの家系の首長が

Godefridus か亦 Franco へと代わった際に、寄進財産の

確認がなされたと考えられる。そしてこのことから、寄進が単に世俗人から教会へ財産を移動させる、一回限りの行為なのではなく、一つの家系とシトー会の修道院とを永続的に結びつけてゆくという関係が、浮かび上がってくるのである。また、貢租の額が変わっていないのに寄進地が増加しているのは、この家系がヴィレール修道院に好意的に事を進めている証拠と言えよう。同じような在地有力者家系とヴィレールとの結合は、一一九七年文書でもみられる。ここではある騎士の寄進をその息子が追認する際、貢租支払を免除したにもかかわらず、騎士の妻は六デナリウスの貢租という条件を復活させており、そのことからも、寄進者が修道院の結びつきの永続を願っていたことが分かるのである。さらに、一一七八年文書では在地の多数の騎士が村落の役員とともに問題解決の一役を担つており、シトー会による財産集積運動を、在地有力者との相互受益関係によるネットワーク作りとらえるブーシャールの論を、NCの文書分析にもあてはめうることが示唆されている。

おわりに

シトー会修道院の社会・経済生活を、あまりに理想主義的にとらえてきた、記述史料を用いた古典的見解への批判は、主に文書史料を用いた多くの優れた研究を生みだし、理念が実践されない多数の例を明きらかにしてきた。しかしそれらの中にも、シトー会に好意的な態度によるものと、むしろ冷たい目によるものが見分けられた。そして一九八〇年代になると、より客観的な観点からさらに綿密な追究が進められ、地域ごとの具体的な現実を解説する論文が多数発表されることとなつた。

ドゥ・モローによつて編纂された一二世紀ヴィレール修道院についての文書史料集は、創建当初からの修道院の社会・経済生活、特にその地域との関係の解説を可能とする詳しい記述を含み、研究史での論点をさらに具体的に究明させてくれるものであつた。本稿では個別グラニギア NC に関する文書を詳しく検討した。これらから明きらかになつたのは、以下の諸点である。まず、グラニギアが権利関係が錯綜している中で、森林や未耕地の開発をさらに進めることを通じて形成された。次に、グラニギア経営については、牧畜の重要性がみられるが、

賃租支払を条件とした土地獲得からは直接經營の存在が示唆され、十分の一税獲得への執念は、当初から間接經營への意欲が同時に存在したことを示している。むしろ、周辺社会との関係については、既存の諸利害の中に割り込んでいったヴィレール修道院は、土地に関する多様な権利を継起的に獲得する中で、教会及び世俗の諸勢力との衝突を招きながらも、在地有力者と永続的な相互関係をも結んでいた。

ハハしてみると、本稿の史料分析は研究史の中でも提起された諸論点に十分答えるものであったとは言ふがたい。なかでも、労働力の問題に関して何の検討も行われなかつたのは残念である。今後はそのような本稿では手のつけられなかつた様々な作業を通じて、ヴィレール修道院の社会・経済生活についてより豊かな考察を田指すとともに、シムー会全体の問題にも目を向けてあらたぶ考えてみる。

註

- (1) 古典的見解を典型的に示すものとして、ハハモゼ、ハハヌ学界から、Cousin, P., *Précis d'histoire monastique*, Paris, 1956, pp. 256-283 や、日本学界から、今野国雄『西欧中世の社会と教會』新波書店（一九七〇年）1170

—111五回頁を挙げておく。

- (2) 古典的見解のハハした修正としては、後に内容を紹介した見解をもつては現在でもある、Lacaze, M., *Les granges de l'abbaye cistercienne de Gimont (milieu XII^e-milieu XIII^e siècle)*, in *Annales du Midi* t. 105, 1993, pp. 165-182 がその例である。

- (3) ハムー会に好意的な研究の代表としてはレッカイ¹か、批判的なものとしてセレスペル²が挙がる。Lekai, L. J., *Ideal and reality in early Cistercian life and legislation, in Cistercian ideals and reality*, Oxford, 1978, pp. 4-29; Id., *The Cistercians: Ideals and Reality*, Kent 1977 (『ハムー会修道院』朝倉文庫・歴史小品文庫、平凡社、一九八九年)。Despy, G., *Les richesses de la terre: Citeaux et Prémontrés devant l'économie de profit aux XII^e et XIII^e siècles*, in *Revue de l'université de Bruxelles*, 1974, 1975, pp. 400-422; Id., *L'exploitation des curtes en Brabant du IX^e siècle aux environs de 1300*, in *Villa-Curtis-Grangia. Landwirtschaft zwischen Loire und Rhein von der Römerzeit zum Hochmittelalter*, (Francia, Beiheft XI), München, 1983, pp. 185-204.

- (4) ハムー会修道院経済生活の「現実」や、出来る限り個別的、かつ具体的に明かにしておいたのが『ハムー経済、地理と変動——丘陵から近畿へ——』をテーマに掲げた一九八一年の第三回ハラハ国際研究集会である。その報

告集也。L'économie cistercienne. Géographie-Mutation du

Moyen Age aux Temps Modernes, Auch, 1983 亂行ノ
れいしょ。

(5) これらは、シトー会修道院と上層との関係を取り上げ

Bouchard, C., *Holy entrepreneurs: Cistercians, knights and economic exchange in twelfth century Burgundy*, Ithaca and London, 1991. 亨利・布沙爾：《十二世紀勃艮第的聖方濟各會、騎士與經濟交易》。Ithaca and London, 1991. Alfonso, I., *Cistercian and feudalism*, in *Past and Present*, 133, 1991 pp. 3-30. 阿方索：《聖方濟各會與封君封臣制》，見《過去與現在》133期，1991年，3-30頁。

1949.

）「カーネル修道院の史料状況」題して、Brouette, E., Abbaye de Villers à Tilly, in *Province de Brabant*, (*Monasticon belge*, t. 4), Liège, 1968, pp. 341-362 以及 de Moreau, E., *L'abbaye de Villers en Brabant aux XII^e et XIII^e siècles*, Bruxelles, 1949, pp. VII-LXXII 皆之参考された。

(11) de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 20,194-206. など、
“カ・ドローザ”の史料からは確認出来ない
が、後の歴史記述に存在したタハリ
ムルセ、Chassart, Dhuy, Chenoit を挙げてお。 *Ibid.*,
pp. 20,198,201-203.

(12) Baisy の歴史的地理的概観については、以下のを参照。
art. Baisy-Thy, in *Communes de Belgique, dictionnaire historique et géographie administrative*, Bruxelles, 1983, pp. 110-112; *Dictionnaire historique et géographique des com-*

(~) de Moreau, E. (ed.), *Chartes du XII^e siècle de l'abbaye de Villers en-Brabant, (Analectes pour servir à l'histoire ecclésiastique de la Belgique, s. 2, t. 7)*, Louvain, 1905.

munes belges, Turnhout, 1924-25 (2^e ed., 1965) pp. 84-85. art. Baisy, in de Morean, *Histoire de l'Église en Belgique, t. complémentaire* I Bruxelles, 1948, p. 125.

ル修道院のカルチエレールであるか、他の教会機関に伝來した文書も探索して、つけ加えている。既に信頼できる刊本が公になつていると判断される場合には、ドウ・モローはその版を挙げ、テキスト自体を省略している。

(14) *Villers*, pp. 11-50, 194-195.

それらは該当する刊本によつて補うよう努めた。

(∞) Despy, G., La fondation de l'abbaye de Villers(1146), in *Archives, bibliothèques et musées de Belgique*, 23,1957, pp. 15-17.

世紀に修道参事会になつたと推測されしゆべ、リガル

参事会またはサン・ル・ジルトルーム (Sainte-Gertrude) 参事会と呼ばれしゆべ。本稿では、リガル修道院は、^ハ表記で統一する。Despy-Meyer, A., Abbaye de Nivelles, in *Province de Brabant, (Monasticon belge, t. 4)*, Liège, 1968, pp. 275-277.

(15) de Moreau, *Chartes*, p. 9, (n° 3). たゞトクスル金文は、 Kurth, G. (ed.), *Chartes de l'abbaye de Saint-Hubert en Ardenne, t. I*, Bruxelles, 1903, pp. 577-578 に収録。

(16) ハの地の十分の一税の一部のヴィレールの権利は、11世紀に教皇エウゲニアスが発給した文書に既に記載されており、同修道院の主張は一定の根拠をもつて、既に以前から展開れつたことが確実である。 Wauters, A., *L'ancienne abbaye de Villers*, Bruxelles, 1869, pp. 10-11.

(17) Baisy の初出は、1015年ルーベン Lambertus

1世紀のジャンブルー修道院への寄進文書である。11世紀に同修道院は、Baisy の五マンスをリヴェル修道院に譲渡した。11世紀にリヴェル修道院は、Boulogne の伯夫人 Idam が自有地を購入し、Baisy の大部分を領有するに至る。しかし Idam は Baisy の小教区教会をサン・テオドール修道院に譲渡してしまった。Baisy の最大の土地所有者がリヴェル修道院であるのに、教区教会の十分の一税徴収権は、サン・テオドール修道院と Baisy 教会の同僚 Oliverus に属する。複雑な状況が生みだされたのである。

Hoebanx, J. J., *L'abbaye de Nivelles des origines au XIV^e siècle*, Bruxelles, 1951, pp. 162-163, 200.

(18) de Moreau, *Chartes*, pp. 15-17, (n° 7).

(19) Baisy の中では、ヴィレールが主に東部に土地を所有してゐたのに對して、リヴェル修道院はその西方に広大な所領を持つてゐた。この修道院とヴィレール修道院は約11世紀ほどの繁栄の頂点がずれており、後者が土地所有を拡大してゐた12世紀には、前者の所領は衰退しつつあつた。そして直接經營志向を捨て、所領を有償で譲渡する政策をとり始めるが、その相手として筆頭に挙げられるのは、ベネディクト派のアフリケム修道院で、次がヴィレールであった。ヴィレールへの譲渡の中でも最も大規模なのがこの文書の対象である。Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles*, pp. 202-209, 354.

(20) de Moreau, *Chartes*, p. 18, (n° 8).

(21) de Moreau, *Chartes*, pp. 25-26, (n° 13).

(22) 11世紀におけるリガル・ヴィレール間の地域は、意図的に残れてしゆべへつかの森林を除いては、リガル、ヴィレール、アフリケムとの3つの教会領土によると開発が進んでおり、なかでもアフリケムは、Baisy の Tangissart と Aierenrius とペリの『領主屋敷』(curtes) や設置して、積極的に賃租地を取得してゐる。 Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles*, pp. 208-210; Id., Aux origines de certains bois domaniaux du Brabant Wallon, in *Centenaire du séminaire d'histoire médiévale de l'université libre de Bruxelles 1876-1976*, Bruxelles, 1977, p. 173;

Steurs, W., *Franchises ou villes neuves*, in *Contribution à l'histoire économique et sociale*, 6, Bruxelles, 1970, p. 36.

op. cit., pp. 134-135.

(23) de Moreau, *Chartes*, pp. 27-29, (n° 15).

(24) Hez の森は、リカルドの王室森林にかけて広がる
この森の広大な森林の一部で、バイノール修道院の北
西 Thyle 沿い、一五二一年の測量では、面積は一七
九エーカーと記されている。これらの森林は、中世後期
にカリカナル・トラン公の共有する単一の管轄権 (La
Cour des Bois) に属し、耕地とは区別して「おもねじ」
て經營されていた。しかし、カリカナル・バイノール間の
全域が森林でおおわれていたわけではない。一一世紀以
降開発が進んでいたトラン・ワロハの南西部で、
カリカナル修道院は森林を積極的に賃貸し、地代を徴収す
る政策をとった。Hoebanx, *Aux origines*, pp.
163-172.

(25) de Moreau, *Chartes*, pp. 33-34, (n° 18).

(26) de Moreau, *Chartes*, pp. 40-42, (n° 25).

(27) バイノール修道院はベネディクト派の修道院で、
バイノールの東方トラン・ワロハ伯領とトラン公領の境
界付近に位置する。一〇一八年に Baisy がトラン公の土地
をカリカナルに譲渡してしまったところ、この場所に
直接の利害関係を持つていただと考えられる（前註（17）を
参照）。なおトロノワはトラン・ワロハ所在のプレモント
レ修道院である。

(28) de Moreau, *Chartes*, pp. 42-44, (n° 26).

(29) de Moreau, *Chartes*, p. 48, (n° 28).トラン・ワロハ Kurth,

(30) de Moreau, *Chartes*, p. 50, (n° 31).
(31) de Moreau, *Chartes*, pp. 57-59, (n° 36).
(32) ベーベンクスはカリカナル修道院とともに他の
修道院、特にバイノールは既得権をおびやかす敵対者で
あつた。Hez の森をめぐる争いの中で、カリカナルはバイ
ノールにその地の保有農民と同様の用益権を与えた。加え
て Thyle 沿いのかなりの面積の土地を賃貸するトラン・
ワロハの仲介を必要としたのである。
Philippus の仲介を必要としたのである。
Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles*, p. 362.

(33) «Si quis ad monasterium pertinens a forestario super
excessu in lignis facto pulsabitur, Nivelense capitulum
abbatem citabit, qui, si excessum confessus fuerit, dampna
data in triplum resarciet», de Moreau, *Chartes*, p. 58.

(34) de Moreau, *Chartes*, pp. 62-64, (n° 40).

(35) カリカナル修道院は一一世紀末から世襲の保有地以外の
土地は、概して耕田に与える政策を取つたが、そ
れに反対の耕田の権利は極めて強かった。Hoebanx, *L'ab-
baye de Nivelles*, pp. 368, 369.

(36) de Moreau, *Chartes*, p. 63. たゞシカ・ワローがいかで
独立の文書として史料集に採録しなかつたかは不明だが、
あることは年代が一一世紀中であることが明確であるのか
わからぬ。

(37) de Moreau, *Chartes*, pp. 74-75, (n° 46).

(38) de Moreau, *Chartes*, pp. 79-80, (n° 48).

- (39) de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 194-195.
- (40) Waitz, G. (ed.), *Chronica Villariensis monasterii*, in *M. G. H.*, SS., t. 25, pp. 195-219.
- (41) de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 140-141.
- (42) Despy, La fondation.
- (43) Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles*, pp. 162-163, 200, 209, 354-355, 357, 362.
- (44) Hoebanx, Aux origines, pp. 163-194.
- (45) Steurs, art. cit., pp. 53-60.
- (46) 湿地 (17) の参照。Steurs, art. cit., pp. 53-54.⁴⁵
- (47) ル・エ・メ・ト (Despy, La fondation, pp. 15-17) や参考文献の「ル・エ・メ・ト」、ル・エ・メ・トの前身であるル・エ・メ・トの領域を「カーヴィラタム」、「Sarto Thebertin」がBaisyにいた。その後に分析する11回目 (n° 7) によると、『湿地』やその他の文書でCorrinesの名が冠されたものと確認される。しかし、湿地は、湿地の文書やCorrinesの名が冠されたものと確認される。しかし、湿地は、湿地の文書やCorrinesの名が冠されたものと確認される。
- (48) Hoebanx, *L'abbaye de Nivelles*, pp. 209, 354, 368-369.
- (49) Steurs, art. cit., pp. 52-55.
- (50) de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 139-141.
- (51) de Moreau, *L'abbaye de Villers*, pp. 8, 140; Despy, La fondation, pp. 3-6; Steurs, art. cit., p. 35.
- (52) Wauters, A. et al., *Géographie et histoire des communes belges. Canton de Genappe*, Bruxelles, 1859, pp. 33, 35, 41.
- (53) 「ル・エ・メ・ト」の湿地の範囲を示す図面 (n° 11) によると、湿地の範囲は、Moreau, Charnier, pp. 95, 97, 100; cf. Id., *L'abbaye de Villers*, pp. 20, 194-195.
- (54) Steurs, art. cit., pp. 35-36, 54-55.
- (55) 新たな | | へ〇年文書に記載されたものとし得る。G. H. de Glabesul; terram Cesaris de Guahis; terram Alaridi et Wiberti de Teir; terram Gualteri Mamarie et sororis sue; terram Barduini Boscat; boscum de Guahis; terram Henrici de Huten; censum Radulphi de Bevere; terram Gozonis et uxoris sue Agnetis; terram Halensis, de Moreau, *Chartes*, p. 45, (n° 27).
- (56) 確かに、上掲の元引で最後の11年文書には「ル・エ・メ・ト」の前身であるル・エ・メ・トの領域を「カーヴィラタム」の前身であるル・エ・メ・トの領域を指すとする説がある。しかし、湿地は、湿地の文書やCorrinesの名が冠されたものと確認される。しかし、湿地は、湿地の文書やCorrinesの名が冠されたものと確認される。
- (57) Bouchard, *op. cit.*